

(写)

長門市告示第 150 号

令和 8 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 25 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 8 年 9 月 4 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）

第 2 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 3 号 令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 8 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 6 号 令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 8 号 令和 8 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 9 号 令和 7 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 10 号 令和 7 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 11 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 12 号 長門市ふるさと納税基金条例

第 13 号 長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 15 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 16 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 17 号 長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例

第 18 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 19 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第 20 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 8 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 8 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 8 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 8 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 8 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 号 令和 8 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 号 令和 7 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 10 号 令和 7 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 11 号 令和 7 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 12 号 長門市ふるさと納税基金条例
- 第 13 号 長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例
- 第 18 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 19 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 20 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 9 号

令和 7 年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和 7 年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益 剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額
当年度末残高	2,437,834,939	24,899,487	48,714,529	41,173,309
議会の議決による処分額	41,173,309	0	△ 48,714,529	△ 41,173,309
組入資本金の増加	41,173,309	0	0	△ 41,173,309
減債積立金の積立	0	0	△ 48,714,529	0
条例による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,479,008,248	24,899,487	(繰越利益剰余金) 0	0

議案第 10 号

令和 7 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 11 号

令和 7 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 12 号

長門市ふるさと納税基金条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 本市を応援したいという思いのもとに、ふるさと納税として贈られた寄附金について、寄附者の意向を反映した施策へ効果的に活用するため、長門市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の種類)

第 2 条 この条例において「寄附金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金（以下「ふるさと納税寄附金」という。）

(2) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条の 3 に規定する課税の特例の対象となる寄附金（以下「企業版ふるさと納税寄附金」という。）

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 2 条に規定する寄附金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 市長は、次の各号のうちいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) ふるさと納税寄附金を当該寄附金の使途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 企業版ふるさと納税寄附金を地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市ケーブルテレビ放送センター条例の一部を改正する条例
長門市ケーブルテレビ放送センター条例（平成 17 年長門市条例第 14 号）の一
部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表第 2(第 11 条関係)			別表第 2(第 11 条関係)		
種別		月額利用料	種別		月額利用料
(略)			(略)		
ペ イ サ ー ビ ス	(略)		ペ イ サ ー ビ ス	(略)	
	<u>BS1</u>	<u>1,980 円</u>		<u>スタ</u>	<u>2,090 円</u>
	<u>0 プ</u>			<u>ーチ</u>	
	<u>レミ</u>			<u>ヤン</u>	
	<u>アム</u>			<u>ネル</u>	
(略)			(略)		
種別		月額利用料	種別		月額利用料
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
手当の 種類	手当を受ける者の 範囲	手当の額	手当の 種類	手当を受ける者の 範囲	手当の額
(略)			(略)		
消防業 務従事 手当	(1)(略)	(略)	消防業 務従事 手当	(1)(略)	(略)
	(2)(略)	(略)		(2)(略)	(略)
	(3)(略)	(略)		(3)(略)	(略)
	(4) 緊急消防援助 隊として災害が発 生した市町村に出 動し、消防の応援 等に従事した職員	1 日 <u>2,880</u> 円		(4) 緊急消防援助 隊として災害が発 生した市町村に出 動し、消防の応援 等に従事した職員	1 日 <u>2,160</u> 円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

議案第 15 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則	本則
第 1 章 総則	第 1 章 総則
（児童対象性暴力等の防止）	第 13 条 削除
第 13 条 家庭的保育事業者等は、法	
第 34 条の 16 第 4 項において準用す	
る法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定	
に基づき、児童対象性暴力等（学校	
設置者等及び民間教育保育等事業者	
による児童対象性暴力等の防止等の	
ための措置に関する法律（令和 6 年	
法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定	
する児童対象性暴力等をいう。以下	
この条において同じ。）を防止し、	
及び児童対象性暴力等が行われた場	
合に利用乳幼児を適切に保護するた	
め、児童等対象業務従事者（利用乳	
幼児と接する業務に従事する者のう	
ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある	
環境の下で当該利用乳幼児に接す	
るものをいう。）に係る犯罪事実確	
認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯	
罪事実確認をいう。）その他の必要	
な措置を講じなければならない。	
第 3 章 小規模保育事業	第 3 章 小規模保育事業
第 2 節 小規模保育事業 A 型	第 2 節 小規模保育事業 A 型
（職員）	（職員）
第 29 条 （略）	第 29 条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前項に規定する保育士の数の算定	3 前項に規定する保育士の数の算定
に当たっては、当該小規模保育事業	に当たっては、当該小規模保育事業

所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 3 節 小規模保育事業 B 型 (職員)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定

所 A 型に勤務する保健師又は看護師_____を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(新設)

(新設)

第 3 節 小規模保育事業 B 型 (職員)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定

に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5章 事業所内保育事業

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条（略）

2（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育

に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

（新設）

第5章 事業所内保育事業

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条（略）

2（略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

（新設）

を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第 47 条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士（_____

_____第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、_____前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定される保育士の数の 3 分の 2以上、置かなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第 47 条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（新設）

（新設）

附 則

第 9 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、

第 29 条第 3 項_____若しくは第 44 条第 3 項_____又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2以上、置かなければならな

	い。
--	----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和 10 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定（満 4 歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第 16 号

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年長門市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 1 章 総則 (児童対象性暴力等の防止) 第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者 は、 <u>法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	本則 第 1 章 総則 (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 17 号

長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例

長門市県収入証紙調達基金条例（平成 17 年長門市条例第 70 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（財産の帰属）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の長門市県収入証紙調達基金条例に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、この条例の施行の日において、一般会計に帰属するものとする。

議案第 18 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市日置上及び日置中の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
日置上	奥荒堀	10161 番 25	日置上	荒堀	10161 番 25
日置上	奥荒堀	10161 番 26	日置上	荒堀	10161 番 26
日置上	荒堀	10173 番	日置上	北江作り	10173 番
日置上	荒堀	10174 番	日置上	北江作り	10174 番
日置上	荒堀	12445 番	日置上	奥荒堀	12445 番
日置中	下河原	790 番 1	日置中	開作	790 番 1
日置中	藤内畑	10111 番 16	日置中	本浴	10111 番 16
日置中	南ヶ浴	10113 番	日置中	又本浴	10113 番
日置中	南ヶ浴	10114 番	日置中	又本浴	10114 番
日置中	南ヶ浴	10115 番	日置中	又本浴	10115 番
日置中	本浴	10119 番	日置中	高場	10119 番
日置中	高場	10122 番	日置中	壺ノ藤内畑	10122 番
日置中	藤内畑	10126 番	日置中	式ノ藤内畑	10126 番
日置中	藤内畑	10127 番	日置中	式ノ藤内畑	10127 番
日置中	下河原	10137 番	日置中	河平	10137 番
日置中	下河原	10139 番 23	日置中	平畑	10139 番 23
日置中	河平	10139 番 25	日置中	平畑	10139 番 25
日置中	下河原	10139 番 27	日置中	平畑	10139 番 27
日置中	下河原	10139 番 28	日置中	平畑	10139 番 28
日置中	上北田	10139 番 39	日置中	平畑	10139 番 39
日置中	下河原	10144 番 1	日置中	前北田	10144 番 1
日置中	平畑	10145 番	日置中	前平畑	10145 番
日置中	下河原	10146 番	日置中	又平畑	10146 番
日置中	下河原	10147 番	日置中	又平畑	10147 番
日置中	下河原	10148 番	日置中	又平畑	10148 番
日置中	下河原	10149 番	日置中	平畑	10149 番
日置中	平畑	11830 番	日置中	平畑村	11830 番
日置中	平畑	11831 番	日置中	平畑村	11831 番
日置中	南ヶ浴	11958 番	日置中	上本浴	11958 番
日置中	平畑	11966 番	日置中	下河原	11966 番

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

議案第 19 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 7 月 24 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 24 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 山口市大内長野 1174 - 2

氏名 山本重機運送有限会社

2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 26,400 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 26,400 円

4 発生の原因となる事実

令和 8 年 7 月 13 日午後 1 時 34 分頃、長門市日置上上城の市道大内山上城線において、草刈機を用いて市道周辺の除草作業を行っていたところ、小石が弾き飛び、作業現場付近を走行していた相手方車両のフロントガラスに当たり、物的損害を与えたもの

議案第 20 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 阿部 徹也
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

長門市長 江 原 達 也

（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 7 年度執行）

（単位：人、件、円）

債 権 名	計	放 棄 の 事 由	
		第 4 号 徴収停止 3 年	第 6 号 生活困窮
水道料金	（人数）	15	3
	（件数）	56	17
	（金額）	184,833	70,279
農業集落排水 使用料	（人数）	4	1
	（件数）	14	8
	（金額）	48,407	32,677

※第 1 号（時効満了）、第 2 号（破産等）、第 3 号（相続人なし）、第 5 号（強制執行済み）については該当なし